



河内町ブランド化支援事業費補助金について

～河内町の特色を生かした特産品や土産品等をつくりませんか？～



◆制度の目的

本制度は、地域の活性化及び地場産品の消費拡大を図るため、地域資源を活用した新商品を開発する事業者、6次産業化を行う事業者に対し、その費用の一部を補助することにより町ならではの特産品等の開発を促進し、河内町のブランド化を推進することを目的としています。

◆事業内容

補助対象者	●中小企業者であって次のア又はイに該当する者 ア 法人にあつては、町内に登記されている本店又は支店を有する者 イ 個人にあつては、町内に住所を有する者 ●町内の廃校及び廃施設利活用事業者 ●町内に主たる事業所を有する事業協同組合 ●河内町商工会		
補助対象要件	・市町村税に未納がないこと ・河内町暴力団排除条例（平成23年条例第10号）第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当していない者		
補助対象事業	1）河内町ブランド化に繋がる新商品開発等を行う次の事業 ・町内の農林水産物等の地域資源を活用して新商品の開発を行う事業 ・新しい技術や技法を活用して製品を開発する事業又は既存技術及び技法を活用して従来にない製品を開発する事業 ・町内の農林水産物の付加価値向上を図ることを目的とした農林水産物の生産、加工、販売等を一体的に行う事業		補助額 補助対象経費の2/3（上限300万円）
	2）販路拡大に関する事業（販売を主目的としない町外の展示会、商談会及び見本市へ出展する事業）		補助額 各事業補助対象経費の2/3（上限100万円）
	3）デザイン化事業（商品等のPR及び地域のPRを主としたホームページの開設、改良等を行う事業並びに既存商品のパッケージ等について、当町のマスコットキャラクター等をデザイン化する等の地域のPRに繋がる事業）		
補助金交付の基本的な流れ	① 申請 ② 審査会（書類、プレゼン） ③ 交付決定等 ④ 事業実施 ⑤ 実績報告 ⑥ 補助金交付額確定 ⑦ 補助金交付		

【問合せ先】河内町役場まちづくり推進課 〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田 1183

TEL0297-84-6975 FAX0297-84-5622 E-mail: machi@town.ibaraki-kawachi.lg.jp